

平成25年8月30日  
株式会社 但馬銀行

## 「NISAスタートキャンペーン」の実施について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、平成25年9月2日（月）から下記のとおり「NISAスタートキャンペーン」を実施いたしますのでお知らせします。

記

### 一、QUOカードプレゼント

#### 1. 内 容

NISA口座の開設をお申込みいただいた個人のお客さまに、「QUOカード」をプレゼントいたします。

#### 2. 実施期間

平成25年9月2日（月）～平成25年12月30日（月）

### 二、VJAギフトカード抽選プレゼント

#### 1. 内 容

NISA口座にて投資信託20万円以上（販売手数料、消費税含む）をお申込みいただき、窓口において、応募申込書をご提出いただいた個人のお客さまに、抽選で「VJAギフトカード」をプレゼントいたします。

#### 2. 実施期間

平成26年1月6日（月）～平成26年3月31日（月）

※キャンペーンの詳しい内容および対象商品の留意点については添付のチラシにてご確認ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 ダイレクト営業センター  
0120-164-230  
受付時間／平日 9:00～19:00  
(ただし、銀行休業日を除く)

# NISA

# ニーサ

## 少額投資非課税制度

# スタートキャンペーン!

### その1

キャンペーン期間

平成25年9月2日(月)  
～平成25年12月30日(月)

NISA口座の開設を  
お申込みいただいた方に



QUOカード **もれなく**  
500円分プレゼント!

### その2

キャンペーン期間

平成26年1月6日(月)  
～平成26年3月31日(月)

NISA口座にて、  
「投資信託20万円以上」(販売手数料、消費税を含む)  
をお申込みいただいた方の中から



20名様に  
50,000円分

200名様に  
10,000円分



VJAギフト **抽選で**  
カードプレゼント!

### ニーサ NISA(少額投資非課税制度)とは?

平成25年12月末で終了する現行の証券優遇税制(税率20.315%から10.147%に優遇)に代わり、平成26年1月より、税制面における措置として新たに始まる制度です。お客さまに開設いただくNISA口座内で、新たに購入される株式投資信託等の譲渡所得や配当所得に対する税金を非課税とするものです。非課税となる投資金額や期間に制限がありますが、日本に居住する20歳以上のすべての方(口座開設の年の1月1日時点)にご利用いただける制度です。

お問い合わせは

**0120-164-230**

受付時間/平日9:00～19:00 (ただし、銀行休業日を除く)

▶ 中面・裏面も必ずお読みください。

(平成25年8月5日作成)

# 1

# QUOカードプレゼント

キャンペーン期間 平成25年9月2日(月)～平成25年12月30日(月)

キャンペーン期間中に、NISA口座の開設をお申込みいただいたお客さまに、「QUOカード」をプレゼントいたします。



## QUOカード 500円分プレゼント!

### 留意点

- 「QUOカード」は、NISA口座の開設お申込みの受付確認後、順次進呈させていただきます。
- 郵送によるお申込みの場合は、平成25年12月30日までにお申込み書類が到着した分が対象となります。
- 投資信託振替決済口座を保有されていない方は、NISA口座の開設手続き前に投資信託振替決済口座を開設していただく必要があります。

### NISA口座を 開設するには?

NISA口座開設には、  
「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」および  
「平成25年1月1日時点の住所を証する住民票等」が必要となります。

※「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」は、お近くの当行窓口にご用意しております。

住民票につきましては下記A～Cのいずれかをご用意ください。

**A** 平成25年1月1日時点の住所と  
現在の住所が同一の場合



「住民票」

**B** 平成25年1月1日時点の住所と  
現在の住所が異なる場合  
(同一市区町村内で転居)



平成25年1月1日時点の住所および  
その住所に住んでいた期間が記載された  
履歴付きの「住民票」

**C** 平成25年1月1日時点の住所と  
現在の住所が異なる場合  
(異なる市区町村間で転居)



下記①・②両方の書類が必要となります。

①平成25年1月1日時点の住所を証明する  
もの⇒平成25年1月1日時点にお住まい  
だった市区町村で発行された  
「住民票の除票」

②氏名・生年月日・現住所を証明する  
「運転免許証」「健康保険証」等の公的書類

※住民票・住民票の除票は、平成25年4月1日以降に発行されたものが必要となります。  
ただし、NISA口座開設のお申込日が平成25年10月2日以降の場合は、発行日がお申込日の前6か月以内であるものが必要となります。

NISA口座開設にあたっては金融機関経由で税務署から「非課税適用確認書」の交付を受け、口座開設いたします。



# 2

## 抽選プレゼント

キャンペーン期間 平成26年1月6日(月)～平成26年3月31日(月)

キャンペーン期間中に、NISA口座にて「投資信託を20万円以上」(販売手数料、消費税等を含む)をお申込みいただき、窓口備え置きのお申し込み書をご提出いただいたお客さまを対象に、抽選で220名様にプレゼントが当たります。

※「金額指定」での申込みに限定させていただきます。



### VJAギフトカード プレゼント!

1等 50,000円分 20名様に

2等 10,000円分 200名様に

#### 投資信託の留意点

- 投資信託は、預金保険の対象ではなく、元本が保証されている商品ではありません。
- 投資信託には、主に次の手数料がかかります。

投資信託は、取得時に申込手数料(取得申込日または取得申込日の翌営業日の基準価額に対して最高3.675%(税込)、換金時に信託財産留保額(換金申込日または換金申込日の翌営業日の基準価額に対して最高0.5%)が必要となります。また、保有期間中は信託報酬、信託事務の諸費用・有価証券売買委託手数料・外貨建て資産の保管費用等のその他費用が信託財産から支払われます。

#### 抽選プレゼントの留意点

- 窓口に応募申込書を準備しております。応募申込書をご提出いただいたお客さまを抽選の対象とさせていただきます。
- 抽選権は、投資信託お申込み20万円ごとに1口といたします。
- 厳正な抽選のうえ、当選者を決定いたします。当選の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。なお、発送は平成26年5月を予定していますが、諸事情により遅れる場合がありますので、ご了承ください。
- お一人さまの重複当選はありません。
- 権利放棄による返金等はいたしかねます。
- ギフトカードは雑所得となり、確定申告が必要な場合があります。

投資信託に関する詳しい留意点・手数料等については、裏面をご覧ください。

#### NISAについての留意点

- NISA口座のご利用は個人のお客さまに限りです。
- NISA口座の開設には、平成25年1月1日時点の住所がわかる住民票(発行から6か月以内のもの)等が必要です。
- NISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座のみとなります。平成26年から平成29年の間は金融機関を変更することはできません。
- NISA口座と他の口座(特定口座、一般口座)との損益通算はできません。
- 非課税投資枠は、毎年100万円が上限となります。
- 5年間の非課税期間中における売却は自由にできますが、売却部分の非課税投資枠を再利用することはできません。また、分配金を再投資した場合は、その分100万円の非課税投資枠を使用したこととなります。
- その年に100万円の非課税投資枠を50万円しか使わなかった場合でも、残り50万円の非課税投資枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。

#### キャンペーン 全般に関する留意点

- 対象は個人のお客さまとさせていただきます。
- 期間中であっても、当行の事情等により、サービス内容の変更またはお取扱いを中止することがあります。
- 変更・中止の場合は店頭に掲示等を行い個別に通知いたしませんのでご了承ください。

## 投資信託に関する詳しい留意点・手数料等について

- お申込金額…**20万円**以上(販売手数料、消費税等を含みます。)
- 「**金額指定**」でのお申込みに限定させていただきます。

### 投資信託に関する留意点

投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身が負担することとなります。

投資信託には、主に次の手数料等がかかります。

#### ① お申込み時

**申込手数料** ▶ 取得申込日または取得申込日の翌営業日の基準価額に対して最高**3.675%**(税込)

#### ② 保有期間中

**信託報酬** ▶ 純資産総額に対してファンド毎に定める料率を乗じて得た額  
※運用状況等により変動する投資信託もあり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

**その他の費用** ▶ 信託事務の諸費用、有価証券売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等  
※運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

#### ③ 換金時

**信託財産留保額** ▶ 換金申込日または換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 最高**0.5%**  
※ファンドによっては、信託財産留保額が必要ないものもあります。

※手数料等は左記①～③の合計額となりますが、お申込金額、保有期間等により異なるため合計額を表示することができません。

※手数料等の詳細については、ファンド毎に異なりますので、各ファンドの契約締結前交付書面(投資信託説明書〈交付目論見書〉)をご確認ください。

◎投資信託は預金保険・保険契約者保護機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。◎投資信託は元本および分配金が保証されている商品ではありません。◎但馬銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。◎投資信託ご購入の際は契約締結前交付書面(投資信託説明書〈交付目論見書〉)により必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。◎契約締結前交付書面(投資信託説明書〈交付目論見書〉)は当行本支店にご用意しております。

商号等：株式会社 但馬銀行(登録金融機関)  
登録番号 近畿財務局長(登金)第14号  
加入協会：日本証券業協会

